

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 京都土木株式会社  
代表者及び住所 京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1  
代表取締役 徳山 正夫
2. 指名停止措置期間 : 令和6年4月19日から令和6年8月18日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。  
このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。  
また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していた。  
これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 京都土木株式会社が建設業許可部局(京都府)より監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)  
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)